

三次市横断幕等公共掲示枠の使用に関する要綱

改正

平成28年6月13日三次市告示第220号

(目的)

第1条 この告示は、三次市横断幕等公共掲示枠（以下「掲示枠」という。）について三次市行政財産の使用料に関する条例（平成16年三次市条例第84号。以下「条例」という。）又は三次市行政財産の使用料に関する条例施行規則（平成16年三次市規則第72号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、掲示枠の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 掲示枠の設置場所は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三次市三次駅西駐車場	三次市十日市南一丁目1658番2

(使用の許可)

第3条 掲示枠を使用する者（以下「使用者」という。）は、掲示しようとする横断幕等を市長に示し、許可を得なければならない。

2 使用者は前項により示した横断幕等について、三次市横断幕等公共掲示枠使用申請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 市長は、横断幕等の内容が次条で規定する使用基準を満たし、相当と認めるときは、当該横断幕等の掲示枠使用を許可し、三次市横断幕等公共掲示枠使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(設置の許可基準)

第4条 横断幕等の設置については、次のとおりとする。

(1) 使用は、規則第6条第2号に規定する市の施策の普及宣伝その他公共目的のための用に供する場合、同条第5号に規定する一般住民の利益のための使

用である場合又は市の事務の遂行上やむを得ない場合に限るものとする。

(2) 横断幕等の大きさは、縦1.0m、横6.0m以内とする。

(3) 横断幕等の掲示は、公共掲示枠1箇所につき同一内容のもの1枚限りとし、掲示枠の使用 방법에即した掲示方法とする。

(使用料及び掲示期間)

第5条 掲示枠の使用料、必要経費及び掲示期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 掲示枠の使用料及び必要経費については、規則第5条、第6条及び第9条の規定を準用するものとする。

(2) 掲示期間は、20日以内とし更新は認めないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(使用の方法等)

第6条 使用者は、自らその横断幕等を掲示枠に貼り付け、使用期間中の横断幕等の管理は、使用者自身が行うものとする。また、使用期間が満了したときは、速やかに、その横断幕等を撤去しなければならない。

2 使用期間が満了した後も、横断幕等が撤去されない場合は市で撤去することができる。この場合において、撤去に要した費用は使用者の負担とする。

3 掲示枠使用によって発生した損害について、市はその責を負わない。

(使用許可の取消等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の許可を取り消すことができる。

(1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

(2) 不正の手段をもって第3条の許可を受けたとき。

(3) この告示又は許可条件に反したとき。

(4) 故意若しくは過失により、掲示枠を荒廃させ、又は毀損したとき。

2 前項の使用取消を受けた使用者は、速やかに横断幕等を撤去しなければならない。当該使用許可取消後については、掲示枠の使用許可を受けることができない。

3 第1項の規定によって許可を取り消された使用者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、平成28年6月13日から施行する。